

提出資料	障害の区分		障害の級別
身体障害者手帳	視覚障害		1 級から 3 級までの各級及び 4 級の 1
	聴覚障害		2 級及び 3 級
	平衡機能障害		3 級
	上肢不自由		1 級、 2 級の 1 及び 2 級の 2
	下肢不自由		1 級から 4 級までの各級
	体幹不自由		1 級から 3 級までの各級
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1 級及び 2 級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）
		移動機能	1 級から 2 級までの各級
	心臓機能障害		1 級及び 3 級
	じん臓機能障害		1 級及び 3 級
	呼吸器機能障害		1 級及び 3 級
	ぼうこう又は直腸の機能障害		1 級及び 3 級
	小腸機能障害		1 級及び 3 級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1 級から 3 級までの各級
肝臓機能障害		1 級から 3 級までの各級	
戦傷病者手帳	上肢、下肢機能障害		特別項症から第 3 項症までの各項症
	心臓、じん臓、呼吸器		
	ぼうこう又は直腸の機能障害		
	小腸機能障害		
	肝臓機能障害		
	視覚、聴覚、平衡		特別項症から第 4 項症までの各項症
	体幹機能障害		
療育手帳	A		
精神障害者福祉手帳	1 級		

※身体障害者等級表による級別が「4 級」以上の場合、下肢機能障害を含んでいれば、各障害の等級が基準以下でも申請できます。